

農業経営者の皆さんへ

# 雇用就農資金

全国農業会議所は、50歳未満の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成する「雇用就農資金」を実施します。

今回、本事業のうち以下2タイプの募集を行いますので、事業実施を希望される場合は、**令和6年3月1日(金)～4月4日(木)(必着)**に雇用就農資金HPの「応募申請フォーム」より申請を行ってください。

◎**雇用就農者育成・独立支援タイプ**：農業法人等が就農希望者を雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を交付

◎**新法人設立支援タイプ**：農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す者を雇用して実践研修を実施する場合に資金を交付

※ 農業法人等が職員等を次世代の経営者として育成するために実施する派遣研修を支援する「次世代経営者育成タイプ」も随時募集しています。（詳細は、都道府県農業会議等にお問い合わせください。）

なお、本事業の実施は令和6年度予算案の成立が前提のため、その内容に応じて事業内容等の変更があり得ることに御留意願います。

## 助成内容

支援タイプ	助成期間	助成額※1,2
雇用就農者育成 独立支援タイプ	最長 4年間	年間最大 60万円（月額5万円）
新法人設立支援 タイプ		年間最大120万円（月額10万円） (3-4年目は最大60万円) (月額5万円)

※1) 各タイプともに、新規雇用就農者が多様な人材（障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等）の場合は、年間最大15万円（月額1.25万円）が加算されます。

※2) 事業実施期間が3ヶ月未満の場合は助成金は交付されません。

## 募集期間等

募集回	募集期間	支援期間	支援対象となる 新規雇用就農者の採用日
第1回	2024年3月1日～4月4日	2024年 6月1日～2028年5月31日	2023年 6月1日～2024年 2月1日

※) 第2回以降の募集期間等は、雇用就農資金HPで順次お知らせいたします。

[https://www.be-farmer.jp/farmer/employment\\_fund/original/](https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/)

## 応募～採択後の流れ



## 事業実施にあたっての主な要件

## 農業法人等の要件

- ① おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）等であること。
- ② 十分な指導を行うことのできる指導者（当該農業法人等の役員又は従業員で、5年以上の農業経験を有する者等）を確保できること。
- ③ 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること（独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可）。
- ④ 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。
- ⑤ 雇用保険及び労災保険に加入させること（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入）。
- ⑥ 1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること（新規雇用就農者が障がい者の場合は20時間以上で可）。
- ⑦ 過去5年間に本事業、農の雇用事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上いる場合、当該就農者の農業への定着率が2分の1以上であること。
- ⑧ 研修内容等を就農に関するポータルサイト（農業をはじめる.JP）に掲載していること。

URL : [https://app.be-farmer.jp/training\\_users/sign\\_in](https://app.be-farmer.jp/training_users/sign_in)



(研修内容等登録フォーム)

## 新規雇用就農者の要件

- ① 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する50歳未満（採用時点）の者であること。
- ② 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること。
- ③ 過去の農業就業期間が5年以内であること。
- ④ 原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと。
- ⑤ 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金（準備型）等で同様の研修を受けていないこと。



★ 過去に本事業の支援対象となった新規雇用就農者が離農している場合には、離農した新規雇用就農者の数を超えて雇用した新規就農者の增加分が支援対象になります。

## 事業に関する問合せ先

- ・ 詳細は都道府県の農業会議等へお問い合わせください。
- ・ 農業会議等の連絡先、募集要領・応募申請フォーム等は以下の公式HPでご確認ください。